



子どもの歯を守る むし歯ゼロのお友だち



10月13日に行われた3歳6カ月児健診で、むし歯のなかったお友だちを紹介します。

問/福祉事務所子育て支援係
☎72-1123 (内線508)



ハッピースマイル

百野英吉くん (令和3年1月21日生)
百野慧介・みなみさんの長男(福島地区)

ご飯をたくさん食べ、よく動く元気いっぱいの英吉くん。最近はいろいろな物に興味津々で、おもちゃなどをよく手に取って遊んでいます。初めての子なので、できないことができるようになる姿を見るのがとてもうれしいです。思いやりのある優しい子に育ってね。

子育てINFO

『子育て中のお悩み相談室』

寝る前にお子さんと何をして過ごしていますか？絵本の読み聞かせをしているご家庭も多いのではないのでしょうか？読み聞かせは子どもにとって「自分のために絵本を読んでくれている」といった、満ち足りた気持ちをもたらしてくれると素晴らしい行為です。そこから、安心と安らぎを感じ、読み手である大人への信頼や愛着を深めていくようになります。そして、「自分のために絵本を読んでくれている」と感じることは、相手への愛着を深めるだけでなく、自分がかわいがられている、愛されている、という自尊心の育ちにつながります。テレビや読み聞かせのビデオを見て楽しそうにしている、そこに愛着関係が築かれることはありません。身近な人との間に親密な愛着形成を築くことと自尊心の芽を育むことは、子どもの健やかな育ちの土台となる重要な要素です。ぜひ、寝る前の読み聞かせを始めてみてください。

『子ども予防接種』

- 麻しん風しんワクチン
 - 第1期 生後12カ月から生後24カ月までの間にある子ども
 - 第2期 5歳以上7歳未満の年長児にある子ども(無料接種期間は3月末までです。未接種の方はお早めに！)
- 子宮頸がん予防ワクチン
 - 子宮頸がん予防ワクチンは定期予防接種です(無料)
 - 接種対象者：小学6年生から高校1年生の女子
 - 接種希望の方は福祉事務所子育て支援係にてあらかじめ説明を受け、かかりつけ医にてご接種ください。



子育て支援情報

ご存じですか？医療費助成制度

本市では、中学生以下のお子さんやひとり親家庭の方、障がい者の方などが安心して医療を受けられるよう、医療費助成事業を実施しています。

	子ども医療費助成	母子及び父子家庭等医療費助成	重度心身障がい者医療費助成
対象者	0歳から 中学3年生までの児童・生徒	・児童を養育するひとり親家庭などの父母または配偶者のいない養育者(児童・生徒が18歳になる年度末まで。ただし、進学などで引き続き扶養する場合は、最長で20歳の誕生日の前日まで) ・ひとり親家庭などの児童・生徒(18歳になる年度末まで) ・父母のいない児童・生徒(18歳になる年度末まで)	・身体障害者手帳1、2級の交付を受けた方 ・療育手帳Aの交付を受けた方 ・身体障害者手帳3級と療育手帳B-1両方の交付を受けた方
助成内容	医療費の自己負担分を助成(保険対象医療費に限る)	1カ月の医療費が1,000円を超えた場合、その超えた額を助成(保険対象医療費に限る)	●通院 1カ月あたり1診療報酬明細(1医療機関)の医療費が500円を超えた場合、その超えた額を助成(保険対象医療費に限る)。薬局での薬代は、自己負担分を助成 ●入院 1カ月あたりの医療費が1,000円を超えた場合、その超えた額を助成(保険対象医療費に限る)
受給資格者証の申請に必要なもの	①請求者の通帳 ②対象児童の保険証 ③マイナンバーカード	①請求者と対象児童の戸籍謄本 ②請求者の通帳 ③請求者と対象児童の保険証 ④マイナンバーカード	①障害者手帳 ②請求者の通帳 ③請求者の保険証 ④マイナンバーカード
助成の申請方法	●県内の医療機関 窓口で「受給資格者証」を提示すれば、医療費の支払いはありません。 ●県外の医療機関 医療費を支払っていただいた後、福祉事務所まで払い戻しの手続きが必要です。申請書と領収書をご提出ください。	●通院 医療費を医療機関で支払った後、福祉事務所まで払い戻しの手続きが必要です。申請書と領収書をご提出ください。 ●入院 県内の医療機関の場合は、窓口で「受給資格者証」を提示すれば、助成が受けられます。県外の場合は、通院と同様の手続きが必要です。	●県内の医療機関 窓口で「受給資格者証」を提示すれば、助成が受けられます。 ●県外の医療機関 医療費を医療機関で支払った後、福祉事務所まで払い戻しの手続きが必要です。申請書と領収書をご提出ください。

☆次の場合は手続きが必要です！

- ・保険証、住所、氏名が変わったとき
- ・振込口座を変更するとき
- ・受給資格者証をなくしたり、破損したとき
- ・対象要件に該当しなくなったとき

☆助成の申請は1年以内に！

- ・受診月から1年を過ぎると、助成金の支給はできません。
- ・毎月10日が申請受付の締切日です。
- ・11日以降は、同月、同医療機関の分がすでに申請済みの場合、別日の利用分であっても再度の申請、支給はできませんので、申請は受診月の翌月以降に行うようにしてください。

☆医療機関への適正受診にご理解とご協力を！

- ・救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は控えましょう。
- ・普段の健康管理をしてくれる「かかりつけ医」をもちましょう。
- ・お薬手帳を活用しましょう。
- ・「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」を活用しましょう。



問/福祉事務所子ども政策係・自立支援係 ☎72-1123 (内線507・503)